

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和20年代から昭和30年代までは、1万人台前半を推移していた。昭和40年代に入ると都宮村山団地の建設等により、人口は大きく伸び、その後も、平成7年頃まで増加が継続した。

平成7年以降、都宮村山団地の建て替え事業により、緑が丘地区で大きく人口が減少した影響で、全体としても緩やかに人口が減少していた。

しかしながら、平成13年から平成16年までの期間で人口が下げ止まり、平成16年以降は、市内での宅地開発が進んだこと等により人口が増加し、最近の10年間では約6,000人増加している。

本市の産業については、日産自動車村山工場の進出に伴い、かつては関連工場が多数立地していたが、平成13年度に同自動車工場の一部が閉鎖され、その後、同工場が完全閉鎖されたことにも伴い、市内の工業をめぐる状況は大きく変容した。特にこの時期の事業所数、従業員数、製造品出荷額等の落ち込みが顕著であった。

また、古くからの地場産業である村山大島紬についても、その優秀性は市外でも高く評価されているが、事業所は減少している。

このような状況から、本市では、平成24年12月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進している。今後は、創業予定者等への支援など産業の育成方策や既存の産業への効率的な支援を行い、地域の活性化につなげていく。

なお、武蔵村山市統計書（平成29年度版）によると、市内の産業は、卸売業・小売業が679事業所と最も多いが、建設業が414事業所、製造業が305事業所であるなど、特出している産業はない。

日産自動車村山工場の完全閉鎖後、中小企業の従業員数、製品出荷額は大きく減少しており、また、さらに今後予想される人手不足等に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入促進を促すことが生産性の向上に不可欠となっている。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に36件（年12件）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

武蔵村山市の産業は、製造業、卸売業・小売業、建設業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

武蔵村山市の産業は、南部の工業地域の他にも広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

武蔵村山市の産業は、製造業、卸売業・小売業、建設業と多岐に渡り、様々な業種が武蔵村山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、機械の稼働時間延長、業務効率の見直し等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減が目的と考えられる先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税（以下「国税等」という。）を滞納していないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体でないこと又はその指定を受けようとする企業の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業は、対象業種・事業としない。